

クラウドサービスに関する契約約款

ソフトバンク株式会社

目 次

クラウドサービスに関する契約約款 (Ver. 1. 0)	6
第 1 章 総則	6
第 1 条 (約款の適用)	6
第 2 条 (約款の変更)	6
第 3 条 (定義)	7
第 2 章 ビジネス会員契約	9
第 4 条 (ビジネス会員)	9
第 5 条 (ビジネス会員契約の申込み)	9
第 6 条 (ビジネス会員契約の成立)	9
第 7 条 (ビジネス会員の適用)	10
第 3 章 利用契約の成立	10
第 8 条 (本サービス利用契約の申込み)	10
第 8 条の 2 (本サービス利用契約の成立)	11
第 4 章 本サービスの提供	12
第 9 条 (本サービスの提供)	12
第 10 条 (再委託)	12
第 11 条 (本サービスの一時的な中断及び提供停止)	13
第 12 条 (本サービス用設備等の障害等)	13
第 13 条 (善管注意義務)	13
第 14 条 (本サービスの廃止)	13
第 5 章 契約期間、サービス料金及び契約の終了	14
第 15 条 (契約期間等)	14
第 16 条 (お客様による本サービス利用契約の解約)	14
第 17 条 (当社による本サービス利用契約の解除)	14
第 18 条 (最低利用期間及び違約金)	16
第 19 条 (サービス料金)	16
第 20 条 (サービス料金の変更)	17
第 21 条 (支払方法)	17
第 22 条 (当社による支払方法の変更)	18
第 23 条 (遅延利息)	18

第 6 章 資料及び情報の取扱	18
第 24 条 (資料等の提供及び返還)	18
第 25 条 (秘密情報の取扱)	18
第 26 条 (個人情報・個人データの取扱)	20
第 27 条 (本サービス利用契約の締結前に締結された機密保持契約等の扱い)	20
第 7 章 責任	20
第 28 条 (非常時における重要通信の確保)	20
第 29 条 (免責)	20
第 8 章 その他一般規定	22
第 30 条 (権利義務譲渡の禁止)	22
第 31 条 (通知方法)	22
第 32 条 (担当者の選任)	22
第 33 条 (合意管轄)	23
第 34 条 (準拠法)	23
第 35 条 (協議等)	23
附 則	24
文書 A	25
第 1 条 (本規程の位置づけ)	25
第 2 条 (規程の適用)	25
第 3 条 (定義)	25
第 4 条 (単位)	25
第 5 条 (本件 ID 等の設定等)	26
第 6 条 (本件 ID 等の管理)	26
第 7 条 (ビジネス会員データの管理)	27
第 8 条 (申告事項の変更等)	27
第 9 条 (料金等)	27
第 10 条 (本サービスの提供)	27
第 11 条 (利用環境の整備)	28
第 12 条 (禁止事項)	28
第 13 条 (著作権等)	29
第 14 条 (ビジネス会員によるビジネス会員契約の解除)	29
第 15 条 (当社によるビジネス会員契約の解除)	30
第 16 条 (ビジネス会員契約の解除後の措置)	31
第 17 条 (資料等の提供及び返還)	31

第 18 条 (免責)	31
第 19 条 (権利義務譲渡の禁止)	32
第 20 条 (通知方法)	33
第 21 条 (本規程の変更)	33
文書 B	34
第 1 条 (目的)	34
第 2 条 (定義)	34
第 3 条 (利用責任者の通知)	34
第 4 条 (お客様情報とその変更通知)	34
第 5 条 (認定利用者による利用)	35
第 6 条 (禁止事項)	36
第 7 条 (本サービスの利用に関する責任)	38
第 8 条 (ログイン ID 及びパスワードの取扱)	38
第 9 条 (知的財産権の取扱)	39
第 10 条 (データ等の管理・バックアップ等)	40
第 11 条 (データ等の消去)	40
第 12 条 (契約終了の場合のデータ等)	40
第 13 条 (本規程の変更)	41
文書 C	42
第 1 章 定義等	42
第 1 条 (サービス仕様の定義)	42
第 2 条 (定義)	42
第 2 章 本サービスの提供条件	42
第 3 条 (サービス仕様書の交付)	42
第 4 条 (サービス仕様書の変更)	42
第 5 条 (サービス仕様書の効力)	43
第 6 条 (メンテナンスの実施)	43
第 7 条 (本規程の変更)	43
文書 D	44
第 1 条 (本規程の位置づけ)	44
第 2 条 (適用)	44
第 3 条 (マイクロソフト社のライセンス規程)	44
第 4 条 (レッドハット社のライセンス規程)	47

第 5 条 (VEEAM 社のライセンス規程)	47
第 6 条 (本規程の変更)	47
文書 E	48
第 1 条 (本規程の位置づけ)	48
第 2 条 (IP アドレス又はデジタル証明書に係る申請手続き等の代行等)	48
第 3 条 (IP アドレス又はデジタル証明書に係る申請手続き等の際の情報提供等)	48
第 4 条 (提供情報の更新手続き等)	48
第 5 条 (免責)	49
文書 F	50
第 1 条 (本規程の位置づけ)	50
第 2 条 (定義)	50
第 3 条 (利用契約の締結)	50
第 4 条 (利用条件)	51
第 5 条 (無保証)	51
第 6 条 (サポート)	51
第 7 条 (サービス料金等)	51
第 8 条 (知的財産権)	51
第 9 条 (禁止行為)	52
第 10 条 (当社による利用の差止め請求権)	52
第 11 条 (情報提供)	53
第 12 条 (責任)	53
第 13 条 (本規程の変更)	53
文書 G	54
第 1 条 (本規程の位置づけ)	54
第 2 条 (目的外利用の禁止)	54
第 3 条 (秘密保持)	54
第 4 条 (管理)	54
第 5 条 (持ち出し禁止)	54
第 6 条 (管理責任者)	54
第 7 条 (管理責任者等の管理)	54
第 8 条 (アクセス制限)	54
第 9 条 (複製等の禁止)	55
第 10 条 (本人からの請求)	55
第 11 条 (報告)	55

第 12 条 (返却等)	55
第 13 条 (漏洩等の処理)	55
文書 H	56
第 1 条 (適用)	56
第 2 条 (本規程の位置づけ)	56
第 3 条 (定義)	56
第 4 条 (当事者の義務)	57
第 5 条 (本規程の変更)	59

クラウドサービスに関する契約約款 (Ver.1.0)

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このクラウドサービスに関する契約約款（以下「本約款」といいます。）に定めるところにより、本サービス（第3条（定義）に定義されます。）を提供します。
2. 当社は、本約款のほか、サービスレベル規程（文書C）を定め、これにより本サービスの内容を規定し、また、当社は、(i) ビジネス会員規程（文書A）、(ii) サービス利用規程（文書B）、(iii) エンドユーザー契約条件に関する規程（文書D）、(iv) レジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への申請手続等に関する規程（文書E）、(v) コミュニティテンプレート利用規程（文書F）、(vi) 個人情報の保護に関する規程（文書G）及び(vii) データ処理に関する規程（文書H）を定めます。お客様はこれらサービスレベル規程、(i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)、(vi)及び(vii)の規程に従うこととします。
3. 前項に定める規程は、特に断りのない限り本約款の一部を構成し（前項の規程を含み、「本約款等」といいます。）、その変更等手続きは本約款に準じます。
4. 当社は、第2項に定める規程とは別に、個別規程を定める場合があります。本約款とその個別規程の効力の優劣については、個別規程においてこれを定めるものとします。
5. 本約款は、当社ウェブサイト等において、いつでも閲覧することができます。また、当社は、いつでもお客様の求めにより、当社が合理的と判断する方法で本約款を記載した書面又は電子ファイルを交付します。
6. 本約款その他の本約款に関する当社が発行する文書（以下総称して「本文書」といいます。）は、全て日本語によるものが正文とし、他の言語で作成される本文書は、参考にとどまるものとします。日本語で作成される本文書と他の言語で作成される本文書の内容に相違がある場合、日本語で作成される本文書が優先されるものとします。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を、本約款の変更の効力発生日の遅くとも60日前までにお客様に対し変更内容を通知します。通知の方法は、本約款の定めるところによります。

2. 本約款の変更の効力発生日以降は、変更後の約款についてお客様の合意があったものとみなし、本サービス利用契約には、変更後の本約款の規定が適用されることとなります。
3. 本約款の変更がお客様にとって不利益となると合理的に認められる場合は、お客様は、当該変更に係る通知が到達した日から30日以内に、当社に対して、書面をもって通知することにより、本サービス利用契約を解除することができます。
4. 前項の場合、本サービス利用契約は、当該変更の効力発生日の前日をもって、終了するものとします。

第3条 (定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 「本サービス」

株式会社 IDC フロンティアが（以下「IDCF」といいます。）が提供するクラウドサービスであって、インターネットを經由して当社及び IDCF が本サービス用設備の機能又は容量を提供するサービスのうち、IDCF のサービス仕様書に定めるサービスをいいます。

(2) 「本ウェブサイト」

当社又は IDCF がお客様に開示する本サービスの提供を受けるために必要なウェブページをいいます。

(3) 「お客様」

本サービスの提供を受ける法人（国、地方公共団体、日本国法又は外国法の法定に基づいて設立された会社その他の社団・財団・組合をいう。）並びに本サービスの利用目的が営業目的又は事業目的であり、かつ、個人事業主（自営業者、個人事業者等、個人で事業を営んでいる人であって、かつ、税務署へ開業届を提出している者をいう。）及び権利能力なき社団・財団をいいます。

(4) 「従業員等」

法人のお客様の場合、お客様の役員及びお客様に雇用され業務に従事する者をいいます。

(5) 「お客様等」

お客様、従業員等及び認定利用者（サービス利用規程第2条（定義）に定義します。）をいいます。

(6) 「ビジネス会員契約」

本サービスの提供を受けるために第5条及び第6条の規定により当社とお客様との間で締結される契約をいいます。

(7) 「ビジネス会員」

ビジネス会員契約を締結したお客様であって、本サービスの提供を受けるこ

とのできる資格を付与した者をいいます。

(8) 「本サービス利用契約」

本サービスをお客様が利用するにあたり、本約款に従って当社とお客様との間で締結される本サービスの利用に関する合意をいいます。

(9) 「サービス料金」

本サービス利用契約に基づき本サービスの利用の対価としてお客様が当社に支払う料金（初期費用、月額費用、追加費用及びその他料金のすべてを含みます。）をいいます。

(10) 「ログイン ID」

本サービスの利用のために、パスワードと組み合わせて、お客様が設定するお客様等とその他の者を識別し、お客様等を認証するために用いられる文字、番号、記号等の符号をいいます。

(11) 「パスワード」

ログイン ID と組み合わせて、お客様が設定するお客様等とその他の者を識別するために用いられる文字、番号、記号等の符号をいいます。

(12) 「本サービス用設備等」

クラウドサービスを提供するにあたり、当社又は IDCF が提供するハードウェア等（コンピュータ・サーバ、ストレージ、電気通信設備その他の機器を含むがこれらに限定されません。以下同じ。）及びソフトウェア等（OS、ミドルウェア、各種アプリケーション・ソフトウェア、コンテンツ、データベース類を含むがこれらに限定されません。以下同じ。）をいいます。

(13) 「お客様設備」

本サービスの提供を受けるためお客様等が設置するハードウェア等及びソフトウェア等をいいます。

(14) 「データ等」

本サービス利用を目的としてお客様等から本サービス用設備等に提供、送受信及び登録されたデータ並びに情報等（本サービスの利用によりお客様等以外の第三者からお客様等に対して提供、送信されたもの及び第 21 条（秘密情報の取扱）第 1 項に定める秘密情報を含みます。）をいいます。ただし、会員登録サイト（文書 A 第 3 条（定義）に定義されます。以下同じ。）からビジネス会員が入力した情報は、含まないものとします。

(15) 「大量通信等」

DoS 攻撃、DDoS 攻撃等のサイバー攻撃、マルウェア感染拡大、迷惑メールの大量送信、壊れたパケット等をいいます。

(16) 「電子署名」

『電子署名及び認証業務に関する法律』に定める法的効力のある電子署名で

あって、その電子文書が正式なものであり、かつ、改ざんされないことを証明するものをいいます。

(17) 「電子契約サービス」

クラウドサーバー上で電子署名による電子契約（電磁的記録に記録された契約情報をいう）の締結、保管及び管理を行うことのできるサービスをいいます。

第2章 ビジネス会員契約

第4条 （ビジネス会員）

お客様が本サービスを利用しようとする場合には、お客様は、第5条及び第6条の定めに従いビジネス会員契約を締結して、ビジネス会員となる必要があります。

第5条 （ビジネス会員契約の申込み）

1. ビジネス会員契約の申込みは、(i) 申込書により申し込む方法、又は(ii) 会員登録サイトから申し込む方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項(i)で定める申込書により申し込む場合には、ビジネス会員になろうとする者は、当社が別に定める様式の申込書すべての申告事項を漏れなく記入し、押印の上、これを当社に提出するものとします。
3. 第1項(ii)で定める会員登録サイトにより申し込む場合には、ビジネス会員になろうとする者は、会員登録サイト上の申込フォームのすべての申告事項を漏れなく入力し、画面に表示される手順に従って申告事項を確認の上送信の操作を行うものとします。
4. 前2項の申込みに際しては、ビジネス会員は、本章及び文書Aの内容を確認するものとし、前2項の申込みがあった場合には、本約款及び文書Aに同意したものとみなします。
5. ビジネス会員になろうとする者は、第2項及び第3項のビジネス会員契約の申込みに際して、当社が指定するビジネス会員に係る登記事項証明書、印鑑証明書、資格証明書、個人事業の開業・廃業等届出書、各種税務申告書その他の書類を当社に提出するものとします。

第6条 （ビジネス会員契約の成立）

1. ビジネス会員契約は、前条に定めるビジネス会員になろうとする者の申込みが当社に到達し、当社がこれを審査の上、承諾したときに成立するものとします。この場合の承諾の通知は、電子メールを用いてこれを行うものとします。
2. 当社は、前項その他本約款等の規定にかかわらず、ビジネス会員に次の各号のいず

れかの事由がある場合には、ビジネス会員契約を締結しないことがあります。

- (1) ビジネス会員が実在しない場合又はビジネス会員の実在を確認できない場合。
- (2) ビジネス会員が当社に申告した事項に偽名・虚偽の記載、誤記や記入漏れがあったとき。
- (3) ビジネス会員が本サービスに係る料金又はその他の費用の支払いを怠る虞があり、若しくは過去に怠ったことがあるとき。
- (4) 決済手段としてビジネス会員が届け出たクレジットカードが日本国外のクレジットカード発行会社の発行のものであるとき、クレジットカード会社により無効扱いとされているとき、又は当社の指定する立替代行業者がビジネス会員との立替払契約の締結を拒否したとき。
- (5) ビジネス会員が本約款等に違背することが明らかに予想される場合。
- (6) ビジネス会員が当社又は第三者の信用を毀損若しくは業務を妨害する虞があるとき。
- (7) ビジネス会員になろうとする者が過去に当社からビジネス会員契約若しくは本サービス利用契約を解除され、又は本サービス若しくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき。
- (8) ビジネス会員になろうとする者が申込みの際に個人である場合。
- (9) 文書 A 第 15 条（当社によるビジネス会員契約の解除）第 2 項各号に該当する事由があるとき、又はその虞のあるとき。
- (10) 上記各号のほか、当社が、業務を行う上で支障があると当社が判断したとき、又は支障の生じる虞があると当社が判断したとき。

第7条 （ビジネス会員の適用）

本章の各条項の定めのほか、ビジネス会員の権限・義務及びビジネス会員契約の変更・終了については、文書 A の各条項の定めに従うものとする。

第3章 利用契約の成立

第8条 （本サービス利用契約の申込み）

1. 本サービス利用契約の申込みは、(i) 申込書（書面）により申し込む方法、(ii) 電子契約サービスを利用した申込書（電子文書）又は (iii) 本ウェブサイトにより申し込む方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項 (i) で定める申込書（書面）により申し込む場合には、お客様は、当社が別に定める様式の申込書のすべての申告事項を漏れなく記入し、押印の上、これを当

社に提出するものとします。

3. 第1項(ii)電子契約サービスを利用した申込書(電子文書)により申し込む場合には、お客様は、電子契約サービスから送信される署名依頼の通知に記載されるサイトにアクセスの上、電子契約サービスに定める手順に従い、当該申込書(電子文書)に対する電子署名の権限者が、申込書(電子文書)の内容を確認し、電子署名の操作を行うものとします。
4. 第1項(iii)本ウェブサイトにより申し込む場合には、お客様は、本ウェブサイト上の申込フォームのすべての申告事項を漏れなく入力し、画面に表示される手順に従って申告事項を確認の上、送信の操作を行うものとします。
5. 前項の場合においては、お客様は、第5条及び第6条に基づくビジネス会員契約を当社と事前に締結し、ビジネス会員となる必要があります。お客様は、ビジネス会員として、文書Aを遵守するものとします。
6. 前項のほか、お客様が利用できる本サービスの種別・種類等及び提供条件等に制限・制約がある場合があります。お客様は、係る制限・制約の有無及び内容を確認の上、本サービス利用契約の申込みをするものとします。
7. 第2項から第4項までの申込みの際には、お客様は、本約款等の内容を確認するものとし、係る申込みをした場合には、本約款等の内容に同意したものとみなします。

第8条の2(本サービス利用契約の成立)

1. 本サービス利用契約は、前条のお客様による申込みに対して、当社がこれを承諾することにより成立します。
2. 本サービス利用契約は、サービス仕様書(サービスレベル規程第2条(定義)に定義します。以下同じ。)に定める契約の単位ごとに成立するものとします。
3. 本サービス利用契約に別段の合意ある場合は、その合意が優先することとします。
4. 当社は、前各項その他本約款等の規定にかかわらず、お客様に次の各号のいずれかの事由がある場合には、本サービス利用契約を締結しないことがあります。
 - (1) お客様の申込に従って本サービスを提供することが技術その他の理由で困難であるとき。
 - (2) 申込の際に決済手段としてお客様が届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされているとき、又は当社の指定する立替代行業者がお客様との立替払契約の締結を拒否したとき。
 - (3) お客様が本サービスの料金又はその他の費用の支払いを怠り、若しくは怠る虞があるとき。
 - (4) お客様が提出した書類に偽名・虚偽の記載、誤記や記入漏れがあったとき。
 - (5) お客様に第17条(当社による本サービス利用契約の解除)第1項各号若しくは第2項各号の何れかに該当する事由があるとき、又はその虞のあるとき。

- (6) お客様が違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様で本サービスを利用し、又は利用する虞があるとき。
- (7) お客様が当社又は第三者の信用を毀損する態様で本サービスを利用する虞があるとき。
- (8) お客様が、本サービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様で本サービスを利用する虞があるとき。
- (9) お客様が本サービスを人命に関わるような危険度の高い業務に利用する可能性があるかと判断したとき。
- (10) お客様が過去に当社から本サービス利用契約若しくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、又は本サービス若しくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき。
- (11) 上記各号のほか、当社が、お客様の申込に対して、継続的に本サービスを提供することができないと判断するとき。

第4章 本サービスの提供

第9条 (本サービスの提供)

1. 当社が提供する本サービスの内容及びその条件は、サービスレベル規程に定めるとおりとします。ただし、本サービス利用契約に別段の定めをおいた場合は、その定めに従うものとします。
2. 当社は、本サービスの提供にあたり、必要な場合には、データ等の複製、バックアップ、改変又は翻案等を行うことがあります。
3. お客様は、本サービスの状況や進捗について、当社に報告を求めることができます。
4. 当社は、本サービスの提供に直接関連しない情報その他のデータ等は、お客様へ提供する義務を負いません。
5. 当社は、本サービスの提供において、本サービス用設備に保存されたデータ等にアクセス制御を施し、アクセスせず、また当該データ等を取り扱わず、利用もしないものとします。

第10条 (再委託)

1. 当社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を、第三者に再委託することがあります。
2. 前項の場合、当社は、当該再委託先を適切に管理するとともに、再委託業務について、本約款の規定と同等の義務を負わせるものとします。

第11条 (本サービスの一時的な中断及び提供停止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前の通知又はお客様の承諾を要することなく、本サービスの提供を中断又は停止することがあります。
 - (1) 定期的なメンテナンス作業を行う場合。
 - (2) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合。
 - (3) 運用上又は技術上の必要がある場合。
 - (4) 天災地変、大量通信等その他の不可抗力により本サービスを提供できない場合、又は当社及び他のお客様の本サービスの提供・利用に支障若しくは影響がある場合。
 - (5) 法令上の規定に基づく場合。
2. 当社は、前項各号に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかった場合にお客様等が被った損害について、その責任を負わないものとします。
3. 当社が、第1項の規定に従って本サービスの提供を中断又は停止した場合であっても、お客様はサービス料金の支払義務を免れないものとします。
4. 当社は、第1項各号に規定の本サービスの提供中断又は停止事由が止んだ、若しくは解消したとき、又はそれらの事由が再発する可能性が低いと当社が判断したときは、本サービスの提供中断又は停止を解除し、本サービスの提供を再開するものとします。

第12条 (本サービス用設備等の障害等)

1. 当社は、本サービス用設備等について障害が生じたことを知ったときは、修理又は復旧のため必要な手段を講じることとします。
2. 前項の修理又は復旧のため、必要がある場合には、当社はお客様に対して協力を依頼することがあります。

第13条 (善管注意義務)

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第14条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
 - (1) 廃止日の2か月前までにお客様に通知した場合。
 - (2) 天災地変、大量通信等その他の不可抗力により本サービスを提供できない場合。
 - (3) 本サービス用設備等のうち、当社の作成・制作に係らないソフトウェア等又

は当社の製造に係らないハードウェア等のライセンス、製造若しくは販売停止等により供給が停止し、若しくはそれらのサポートが終了となった場合。

- (4) 前項に規定のソフトウェア等又はハードウェア等の供給元（サービス利用規程第9条（知的財産権の取扱）第1項に定める原権利者を含みます。）が第17条（当社による本サービス利用契約の解除）第1項の第7号から第15号までのいずれかの事由に該当した場合。
2. 前項の場合において、本サービスの全部を廃止したときは、当社は、何らの債務を負うことなしに、本サービス利用契約を解除するものとします。

第5章 契約期間、サービス料金及び契約の終了

第15条 （契約期間等）

1. 本サービス利用契約には、(i) 期限の定めのないものと、(ii) 契約期間の定めのあるものがあります。
2. 契約期間の定めのある本サービス利用契約の契約期間は、サービス仕様書に定める種類に従い、本サービス利用契約に定めます。ただし、本サービス利用契約は、当社又はお客様が、契約満了日の30日前までに（サービス仕様書に別段の定めがある場合は、その定めに従うものとします。）、相手方に対し、書面による通知をもって更新を行わない旨の意思表示をしない限り、本サービス利用契約に定める更新期間（単位）に従って自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

第16条 （お客様による本サービス利用契約の解約）

1. 期限の定めのない本サービス利用契約については、お客様は、当社が定める方法により即時解約することができます。
2. 契約期間の定めのある本サービス利用契約については、お客様は、契約期間内であっても、サービス仕様書に定める方法により当社に通知することにより、本サービス利用契約を解約することができるものとします。

第17条 （当社による本サービス利用契約の解除）

1. 当社は、お客様に以下の各号の事由が生じた場合、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく、本サービスを停止し、又は本サービス利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
 - (1) サービス料金の支払を怠り、かつ当社の催告後もなお支払わないとき。
 - (2) お客様等の行為又はお客様の提供した情報が禁止事項（サービス利用規程第2条（定義）に定義します。）に該当する行為又は情報であると当社が判断し

たとき。

- (3) サービス利用規程第9条（知的財産権の取扱）第3項各号のいずれかの行為に該当したとき。
 - (4) 前3号のほか、本約款等に違反し、改善の見込みがないとき。
 - (5) 本サービスを不適切に利用し、当社が是正を求めたにもかかわらず、是正しないとき。
 - (6) 当社からの応答の依頼があったにもかかわらず、相当期間経過後もお客様から応答がないとき。
 - (7) 当社に対する通知内容等に偽名・虚偽記入又は悪意による誤記や記入漏れがあったとき。
 - (8) 前号のほか、第8条の2（本サービス利用契約の成立）第4項各号のいずれかの事由があるとき。
 - (9) 支払停止又は支払不能となったとき。
 - (10) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (11) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (12) 破産手続開始決定、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立をしたとき、又は申立を受けたとき。
 - (13) 信用状態に重大な不安が生じたとき。
 - (14) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (15) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - (16) 天災地変、大量通信等その他の不可抗力事由が解消しないとき、又はそれらの再発の可能性が高いと当社が判断したとき。
 - (17) 本サービス利用契約を履行することが困難となる事由が生じたとき。
2. 当社は、お客様等が次の各号に該当すると当社が判断した場合、何らの通知及び催告なしに本サービス利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 当事者、当事者の特別利害関係者（役員（役員持株会を含みます。）、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員をいう。以下同じ）、当事者の重要な使用人、主要な株主若しくは取引先等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれに準じるものをいう。以下同じ）であること、若しくはあったことが判明したとき、又は当事者、その特別利害関係者、その重要な使用人、主要な株主若しくは取引先等と反社会的勢力と関与が明らかになったとき。
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合。

- ① 違法な又は相当性を欠く不当な要求
 - ② 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - ③ 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為
 - ④ 被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為
 - ⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
- (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、又は関係者である旨を伝えるなどした場合。
3. 当社は、前2項の規定によるほか、期限の定めのない本サービス利用契約に限り、1か月前までにお客様に通知することにより、その本サービス利用契約を解除することができます。
 4. お客様は、第1項及び第2項による本サービス利用契約の解除の時点で未払いのサービス料金等当社に対する債務がある場合には、当該債務について直ちに期限の利益を失うこととします。
 5. 当社は、第1項の定めにより、本サービスの停止をした場合であっても、その期間に対応するサービス料金等の請求権を失わないものとします。

第18条 (最低利用期間及び違約金)

1. 当社は、契約期間の定めのある本サービス利用契約について、最低利用期間を定めます。この最低利用期間は、(i)当初1年間を定める場合、(ii)当初1年間及びその後の更新期間ごとにその終了時までを定める場合、(iii)その他の方法により定める場合、があり、それぞれ本サービス利用契約によりその内容を定めます。
2. 前項の最低利用期間内に、第16条(お客様による本サービス利用契約の解約)第2項により本サービス利用契約を解約した場合、又は第17条(当社による本サービス利用契約の解除)第1項若しくは第2項の規定により本サービス利用契約が解除された場合、お客様は、本サービス利用契約に定めるとおり、違約金を支払わなければなりません。
3. 前項の場合において、当社は、最低利用期間の残存期間に対応するサービス料金相当額を違約金として、お客様に対して請求することができます。

第19条 (サービス料金)

1. サービス料金は、次に掲げるものがあります。
 - (1) 初期費用
 - (2) 利用料金
 - (3) 追加料金
2. 前項第2号の利用料金は、次に掲げる料金形態があります。なお、利用料金は、毎

月末日締めとします。

- (1) 従量制料金
 - (2) 定額制料金
3. サービス料金のうち、初期費用は、本サービス利用契約が成立したときに発生するものとしします。
 4. サービス料金のうち、利用料金は、サービス仕様書に別段の定めのない限り、お客様が本サービスを利用できる状態になった日より発生するものとしします。なお、利用料金の課金終了については、サービス仕様書に定めるとおりとしします。
 5. 本サービス利用契約に定めがない場合でも、お客様の依頼又はお客様の責めに帰すべき事由により、当社がお客様に対して本サービス若しくはそれ以外のサービスの提供を行い、又はそれを継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合には、当社がお客様に対して追加料金として相当な対価を請求することがあります。

第20条 (サービス料金の変更)

エネルギーや金属等の価格、雇用条件の変化等、経済情勢の変動により、サービス料金が不相当となった時は、当社は、本サービス利用契約の期間内でも、サービス料金を変更することができます。この場合、第2条(約款の変更)の規定を準用します。

第21条 (支払方法)

1. お客様は、本サービス利用契約の申込みの際に、サービス料金の支払方法として、当社所定の方式により以下の各号のいずれかの支払方法を選択するものとしします。
 - (1) 請求書に基づく当社の銀行口座への振込
 - (2) クレジットカード(別異の定めのない限り、日本国内のクレジットカード発行会社の発行のものに限ります。)
 - (3) お客様の銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落
2. 前項第1号を選択した場合、お客様は、請求書記載の支払期日までに、請求書記載の当社の銀行預金口座に振込みの方法により現金にて支払うものとしします。なお、送金等に必要な銀行手数料等は、お客様の負担とします。
3. 第1項第2号を選択した場合、お客様は、その利用するクレジット会社、カード番号、名義、有効期限等、お客様のクレジットカードに関する事項を本ウェブサイト上の申込フォームの所定の欄に記載・入力するものとしします。
4. 第1項第3号を選択した場合、その利用する引落用口座の名義、銀行預金口座又は郵便貯金口座の別、銀行預金口座の場合には銀行名、支店名、預金の種類及び口座番号、郵便貯金口座の場合には記号及び番号等、お客様の引落用口座に関する事項を申込書の所定の欄に記載・入力するものとしします。

5. 利用料金の支払期日は、当社の別段の定めのない限り、請求書記載の支払期日（当該期日が金融機関の休業日のときは、その前営業日とします。）とします。なお、第1項第2号の場合については、当該クレジット会社が定める決済日とします。
6. 当社は、お客様からいただいたサービス料金は、返金しないものとします。ただし、第29条（免責）第2項ただし書の場合はその限りではありません。

第22条 （当社による支払方法の変更）

前条第1項第1号の支払方法において、お客様が支払うべき当該月のサービス料金額が1000円未満であるときは、当社は、お客様に対して前条第1項第2号の支払方法に変更することを要求することができるものとし、お客様はそれに従うものとします。

第23条 （遅延利息）

1. お客様が、本サービス料金その他の本サービス利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎても履行しない場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の率で計算した金額を遅延利息として、サービス料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の遅延利息の支払に必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。

第6章 資料及び情報の取扱

第24条 （資料等の提供及び返還）

1. お客様は、当社から本サービス利用契約上の義務を遂行するために必要な資料等の提供の要請をうけた場合、当社に対し、これらが無償で提供することとします。
2. お客様が当社に提供する資料等につき、提供を拒み、若しくは提供を遅延し、又は内容等の誤りがあったことによって生じた当社の本サービスの履行遅滞及び当社提供物（サービス利用規程第2条（定義）に定義します。）の瑕疵等の結果については、当社はその責を免れるものとします。

第25条 （秘密情報の取扱）

1. 本約款において「秘密情報」とは、本サービス利用契約により、お客様及び当社それぞれが知りえる相手方の内部情報、技術情報、システム及びノウハウ等の情報をいい、秘密情報である旨の明示の有無及び媒体（書面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等）に記載されているか否かを問いません。

2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に該当しません。
 - (1) 情報を受領する前に、既に公知となっていた相手方の情報
 - (2) 情報を受領する前に、自らが既に知っていた相手方の情報
 - (3) 情報を受領した後に、自らの責めに帰すべからざる事由により公知となった相手方の情報
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (5) 相手方の秘密情報と無関係に独自に開発した情報
3. お客様及び当社は善良なる管理者としての注意義務をもって秘密情報を厳重に保管・管理し、自己の役員又は従業員（正社員、契約社員、派遣社員等を含むがこれらに限りません。本条において、以下「本件従業員等」といいます。）であって本業務に従事し当該秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ、これを開示するものとします。また、お客様及び当社は、本件従業員等に対して本サービス利用契約に基づき自己の遵守すべき義務と同等の義務を負担させ、これを遵守させるものとし、本件従業員等の行為について全責任を負うものとします。
4. お客様及び当社は、相手方の事前の書面による承諾を得、かつ本条で定める義務と同等以上の秘密保持義務を課した場合以外には、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしないものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、当社及びお客様は、本項各号で定める場合、必要な限りにおいて、秘密情報を公表し、又は開示することができるものとします。
 - (1) 法令又は捜査機関、裁判所、監督官庁その他公的機関の裁判、規則、命令若しくは照会を受けた場合。
 - (2) 本サービスに関して依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他職務上守秘密義務を負うアドバイザーに秘密情報を開示する場合。
6. お客様及び当社は、第4項に基づき第三者に秘密情報を開示した後は、当該第三者に本条に定めるのと同等の秘密保持義務を負担させ、これを遵守するように監督するとともに、当該第三者と連帯して本サービス利用契約の義務の履行につきその責に任ずるものとします。
7. お客様及び当社は、秘密情報を本サービス遂行のためにのみ使用し、他の目的のために一切使用してはなりません。
8. お客様及び当社は、事前に相手方から承諾を得た場合以外は、秘密情報を態様、形態の如何を問わず、本サービス利用契約に必要な範囲を超えて複製又は複写してはなりません。ただし、第9条（本サービスの提供）第2項の場合は、その限りではありません。
9. お客様及び当社は、本サービス利用契約が終了したとき、又は相手方から要請があったときは、秘密情報及びその複製・複写物のすべてを相手方の指示に従い、当社が認めた合理的な範囲で速やかに相手方に返却又は廃棄（磁気その他の記憶媒体か

らの削除・消去を含みます。)し、当該結果を書面にて速やかに相手方に通知するものとします。

第26条 (個人情報・個人データの取扱)

1. 当社がお客様から入手した個人情報の取扱については、当社が別に定めるプライバシーポリシーに定めるところによることとします。
2. 本サービスにおいて、管理者(「データ処理に関する規程」第2条に定義します。)としてお客様が個人データ(「データ処理に関する規程」第2条に定義します。)を処理する場合の当該個人データの取扱については、「データ処理に関する規程」に定めるところによることとします。

第27条 (本サービス利用契約の締結前に締結された機密保持契約等の扱い)

本サービス利用契約の締結前に、本サービス利用契約の締結の交渉の目的のためにお客様と当社との間で機密情報の取り扱いに関する契約がある場合には、当該契約は本サービス利用契約の締結をもって効力を失うものとし、以後は本約款等の規定が適用されるものとします。

第7章 責任

第28条 (非常時における重要通信の確保)

1. 当社は、天災地変、大量通信等不可抗力その他の非常事態が発生し、又は発生する虞があるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、又はこれを停止する措置を取ることがあります。
2. 前項に定めた事由が生じたことにより、本サービス利用契約の目的を達成することができないときは、お客様は本サービス利用契約を解除することができます。この場合、当該解除はお客様の通知が当社に到着した日に効力を発するものとします。

第29条 (免責)

1. 当社は、以下の事由によりお客様等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスを構成するソフトウェア等に関する不具合、瑕疵、バグ等による損害。

- (2) 本サービスの利用に伴ってお客様が管理又は保管するデータ等の漏洩、滅失又は消失等による損害。
 - (3) お客様がセキュリティリスクのあるソフトウェア等を本サービス上で使用したことに起因する、又はお客様設備に起因するデータ等の漏洩、滅失若しくは消失等による損害。
 - (4) 天災地変、大量通信等その他の不可抗力による損害。
 - (5) 当社が定める手順・セキュリティ手段等をお客様等が遵守しないことに起因して発生した損害。
 - (6) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故。
 - (7) お客様設備の障害又は本サービス用設備等までのインターネット接続サービスの不具合等お客様の接続環境の障害による損害。
 - (8) 当社が導入しているコンピュータウイルス対策ソフトウェアが対応していない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備等への感染による損害。
 - (9) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック又は通信経路上での傍受による損害。
 - (10) 本サービス用設備等のうち当社の作成・制作に係らないソフトウェア等に起因して発生した損害。
 - (11) 本サービス用設備等のうち、当社の製造に係らないハードウェア等に起因して発生した損害。
 - (12) 当社以外の電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。
 - (13) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分による損害。
 - (14) その他当社の責に帰すべからざる事由による損害。
2. 前項に定めるほか、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス利用契約に関して、当社がお客様に対して与えた損害について、当社はその賠償責任を負わないものとします。ただし、サービス仕様書に品質保証を定めた場合又は個別規程に損害賠償責任を負う旨の定めをおいた場合を除きます。
 3. 当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、データ等の滅失又は消失等に基づく損害、本サービスを医学、人命又は人体等に係る業務に利用した場合に生じた損害及びお客様の逸失利益については、当社はその賠償責任を負わないものとします。
 4. 当社は、お客様等が本サービスを利用することによりお客様と従業員等、認定利用者（「サービス利用規程」第 2 条（定義）に定義します。）又は他のお客様等その他

の第三者（以下総称して「本件第三者等」といいます。以下同じ。）との間で生じたトラブル・紛争等について責任を負わないものとします。

5. 当社は、本サービスに関し、本件第三者等に生じた損害について、その賠償責任を負わないものとします。
6. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前5項の規定は適用しません。

第8章 その他一般規定

第30条 （権利義務譲渡の禁止）

お客様は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本サービス利用契約上の地位又はこれに基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に対し譲渡してはならないものとします。

第31条 （通知方法）

1. 本約款等に基づき当社がお客様に対して行なう通知その他の連絡は、当社ウェブサイトによる掲示、電子メール、書面等の方式のうち、適切かつ合理的な方式でこれを行ないます。
2. 前項の通知その他の連絡は、お客様の届けに従って行います。お客様の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡がお客様に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時にお客様に到達したものとみなします。
3. 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、当社がお客様の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点で到達したものとみなし、ウェブサイトへの掲載により行った場合は、お客様がウェブサイトを開覧することが可能となった時点で到達したものとみなします。

第32条 （担当者の選任）

1. お客様は、本サービスの利用に関して、契約担当者及び技術担当者等を選任し、当社所定の手続により必要事項を登録するものとします。
2. お客様は、契約担当者及び技術担当者等にお客様の本約款等に関する権限を委任したものとし、本サービス利用契約の申込、変更、更新拒絶及び解除、サービス料金の請求、技術情報の連絡並びに前条の通知その他の連絡等については、当該担当者を通じて行うことができます。
3. お客様は、契約担当者及び技術担当者等に変更が生じた場合、当社所定の手続によりその旨を当社に通知するものとします。

第33条 (合意管轄)

お客様と当社の間の本サービス利用契約に起因又は関連する一切の紛争について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とします。また、当社がお客様を提訴する場合、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所に代えて、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従った仲裁により、最終的な当該紛争の解決を求めることができ、お客様はこれに同意します。仲裁地は東京（日本）とします。使用される言語は、日本語とします。当該仲裁における判断は上訴の権利を伴わず、お客様と当社を拘束します。

第34条 (準拠法)

本サービス利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第35条 (協議等)

本サービス利用契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、本サービス利用契約の何れかの部分が無効である場合でも、本サービス利用契約全体の有効性には影響がないものとし、係る無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

附 則

(施行期日)

第1条 本約款 (Ver. 1.0) は、2026 年 4 月 1 日から実施します。[]

(約款の承継・改定・既存の本サービス利用契約)

第2条 本約款は、2026 年 4 月 1 日に、会社分割により IDC F の『クラウドサービスに関する契約約款』(以下「旧約款」といいます。)が、IDCF から当社に承継されたものであり、それに伴い、当社名及び本サービスの提供主体その他の条項について、本約款の一部を改定しています。

旧約款の規定により、IDCF とお客様との間で締結された本サービス利用契約における IDC F の契約上の地位及びこの契約に基づき発生した IDC F の権利義務は、会社分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日に、当社に承継され、本約款に基づく本サービス利用契約となり、当該本サービス利用契約の提供条件は、本約款の規定によります。

(料金)

第3条 前条に定める IDC F とお客様との間で締結された本サービスに係る利用契約において、本約款交付の日前に発生したお客様から IDC F に対して支払うべきサービス料金については、お客様は、従前のおり IDC F に対して支払うものとします。

本約款には以下の文書が添付され、本約款の一部として構成されています。

文書 A ビジネス会員規程

文書 B サービス利用規程

文書 C サービスレベル規程

文書 D エンドユーザー契約条件に関する規程

文書 E レジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への申請手続等に関する規程

文書 F コミュニティテンプレート利用規程

文書 G 個人情報の保護に関する規程

文書 H データ処理に関する規程

以上

文書A

ビジネス会員規程

第1条 (本規程の位置づけ)

本規程は、本約款の一部を構成し、本規程に定めない事項については全て本約款の適用があるものとします。

第2条 (規程の適用)

当社が提供する本サービスを利用するためには、本規程に定めるところにより、当社とビジネス会員契約を締結する必要があります。本規程は、当社の本サービスを利用する会員に適用されます。

第3条 (定義)

本規程においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	会員登録サイト	ビジネス会員がビジネス会員契約の申込みをするために、当社がインターネット上に公開にするウェブページをいいます。
2	アカウント ID	当社が付与する、ビジネス会員とその他の者を識別し、ビジネス会員を認証するために用いられる符号をいいます。
3	本件 ID	特定のアカウント ID に対応し、パスワードと組み合わせて、ビジネス会員が設定する、ビジネス会員とその他の者を識別し、ビジネス会員を認証するために用いられる符号であって、可変であるものをいいます。
4	パスワード	本件 ID と組み合わせて、ビジネス会員が設定する、ビジネス会員とその他の者を識別するために用いられる符号であって、可変であるものをいいます。

第4条 (単位)

1. 一のアカウント ID につき一のビジネス会員契約が成立するものとします。
2. ビジネス会員は、当社と複数のビジネス会員契約を締結することができます。

第5条 (本件 ID 等の設定等)

1. ビジネス会員は、本約款第5条(ビジネス会員契約の申込み)に基づくビジネス会員契約申込みの際に、申込フォームに本件 ID 及びそれに対応するパスワード(総称して、以下「本件 ID 等」といいます。)を設定するものとします。なお、ビジネス会員は、本件 ID を複数設定することができます。
2. ビジネス会員は、一のビジネス会員契約につき、複数の本件 ID 等を設定することができます。ただし、数量に制限があります。
3. 当社は、前項の本件 ID 等の設定後速やかに、本件 ID 及び本ウェブサイトの URL を電子メールにより会員に通知します。
4. 前項の電子メールに記載の本ウェブサイトの URL をビジネス会員がクリックし、認証されることにより、本約款第6条(ビジネス会員契約の成立)第1項に規定のビジネス会員契約の承諾がなされたものとみなします。
5. ビジネス会員は、本ウェブサイトにおいて本件 ID 等を入力することにより、本サービスに係る利用契約の申込みを行うことができるものとします。

第6条 (本件 ID 等の管理)

1. ビジネス会員は、アカウント ID 及び本件 ID 等を認定利用者(「サービス利用規程」に定義します。以下同じ。)及びビジネス会員の従業員等以外の第三者に使用させないものとし、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理(本件 ID 等の適宜変更を含みます。)するものとします。
2. ビジネス会員は、本件 ID 等を適宜変更するものとします。なお、ビジネス会員は、アカウント ID を変更することができません。
3. ビジネス会員は、本件 ID 等を、認定利用者及びビジネス会員の従業員等以外の第三者に開示・漏洩、共有、売買、譲渡、貸与等してはならないものとします。
4. 本件 ID 等を用いた本サービスの利用その他一切の行為は、全てビジネス会員による利用とみなすものとし、本件 ID 等の管理不備、使用上の過誤又は第三者の不正使用等によりビジネス会員自身又はその他の者が損害を被った場合でも、当社はその責任を負わないものとします。
5. 本件 ID 等により本サービスが利用されたときには、そのビジネス会員自身による利用とみなされるものとし、ビジネス会員は、その利用に係る料金等を負担するものとします。
6. ビジネス会員は、第2項に定める本件 ID 等の適切な管理を欠いたために当社が損害を被った場合、当該損害を賠償する責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本件 ID 等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第7条 (ビジネス会員データの管理)

1. ビジネス会員は、ビジネス会員等がビジネス会員契約において提供、送受信及び登録するビジネス会員データ（ビジネス会員契約の申込みの際の申告事項及び本件 ID 等を含むが、これらに限定されません。以下同じ。）については、ビジネス会員等自らの責任で同一のビジネス会員データを保存しておくものとし、当社は、係るビジネス会員データに関して、ビジネス会員に開示又は再発行する義務はないものとし、
2. 当社は、第14条（ビジネス会員によるビジネス会員契約の解除）又は第15条（当社によるビジネス会員契約の解除）によりビジネス会員契約が解除された場合、ビジネス会員契約においてビジネス会員が当社に提供、送信及び登録したビジネス会員データを削除します。なお、これによるビジネス会員の直接及び間接の損失並びに損害等に対して、当社は責任を負わないものとし、

第8条 (申告事項の変更等)

1. ビジネス会員は、本約款第5条（ビジネス会員契約の申込み）に定める申告事項に変更がある場合、遅滞なく、その旨を当社所定の方法により当社に通知するものとし、
2. 当社は、前項の規定により変更通知を受領した場合、遅くとも変更通知を受領した月の翌月の初日（当社が別途指定した場合は、それによります。）から変更された申告事項を適用します。
3. 当社は、ビジネス会員が第1項に定める通知を怠ったことでビジネス会員が損害を被った場合であっても、その責任を負わないものとし、
4. ビジネス会員は、常に当社からの電子メールが、ビジネス会員が届け出たメールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととし、
5. 当社は、ビジネス会員に対し、有益と思われるサービスや、当社ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。この場合、当社が送付したメールやファイルが使用するビジネス会員のディスク容量はビジネス会員の負担とします。

第9条 (料金等)

ビジネス会員契約に係る料金及び費用等（申告事項及び本件 ID 等の変更並びに本件 ID 等の再発行に係る料金及び費用等を含みます。）は無償とします。

第10条 (本サービスの提供)

ビジネス会員契約の成立により、ビジネス会員は、本件 ID 等を使用して、次に掲げる行為を行うことができます。

- (1) 本約款に基づく本ウェブサイトからの本サービスの利用
- (2) 本ウェブサイトその他個別規程等に定める付帯サービス等の利用

第 11 条 (利用環境の整備)

1. ビジネス会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付帯して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任で準備し、電気通信事業者等の電気通信サービス等を経由して本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. ビジネス会員は、当社又は関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じたコンピュータウイルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティを保持するものとします。

第 12 条 (禁止事項)

1. ビジネス会員は、ビジネス会員契約において以下の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本規程に定める当社所定の方式によらず、ビジネス会員契約の内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為。
 - (2) ビジネス会員契約に違反して、第三者に本件 ID 等を利用させる行為。
 - (3) 当社若しくは第三者の財産（知的財産権を除きます。）、プライバシー又は肖像権を侵害する行為、又は侵害する虞のある行為。
 - (4) 当社若しくは第三者の特許権、著作権、商標権その他知的財産権を侵害する行為、又は侵害する虞のある行為。
 - (5) 当社を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - (6) 第三者になりすましてビジネス会員契約を締結する行為。
 - (7) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
 - (8) 会員登録サイト及び本ウェブサイト等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与える虞のある行為。
 - (9) 前各号のいずれかに該当する行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為。
 - (10) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に迷惑若しくは不利益を及ぼす行為。
 - (11) 上記各号の外、ビジネス会員契約の目的を逸脱するものと当社が判断する

行為。

2. ビジネス会員は、認定利用者又はビジネス会員の従業員等（本条において、以下、総称して「ビジネス会員等」といいます。）によって前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされる虞があると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、法令に基づく場合、又は、裁判所、捜査機関又は監督官庁よりビジネス会員等に関する裁判、指導、摘発、注意若しくは照会を受けた場合、ビジネス会員への通知及び同意を経ることなく、第三者にビジネス会員等に関する情報を開示することができるものとします。
4. 前項の規定は、他のビジネス会員等若しくは第三者がビジネス会員等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものとして、又はビジネス会員等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であるとして、当社にビジネス会員等に関するクレーム、注意、照会等の請求をし、当社が当該請求を適当と認めた場合について、準用するものとします。ただし、当社は、ビジネス会員等と当該他のビジネス会員等又は第三者を取り次ぎし、仲介し、又は仲裁する義務を負うものではなく、ビジネス会員等と当該他のビジネス会員等又は第三者との間のトラブル、紛争等については、ビジネス会員等の責任と負担において解決するものとし、ビジネス会員等は当社に対して一切の迷惑をかけないものとします。

第13条 （著作権等）

1. 会員登録サイト及び本ウェブサイトの著作権その他の知的財産権並びに当社又は会員登録サイト及び本ウェブサイトに係る著作権者が提供する著作物に係る著作権その他の知的財産権は、当社又は当該著作権者に帰属するものとします。
2. ビジネス会員は、ビジネス会員契約の履行により得られる著作物を、当社又は当該著作権者の事前の承諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法の如何を問わず自ら行ってはならず、又は第三者をして行わせてはならないものとします。

第14条 （ビジネス会員によるビジネス会員契約の解除）

1. ビジネス会員は、当社に対して2週間前の通知をすることにより、将来に向かってビジネス会員契約を解除することができます。
2. ビジネス会員は、前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行うものとします。なお、当社の定める方式に従わない場合には、ビジネス会員契約の解除の効果は生じないものとします。
3. ビジネス会員契約は、前2項によるビジネス会員契約の解除より、ビジネス会員が解除

の通知において指定した日をもって終了するものとします。ただし、解除の通知から2週間以内に指定された場合、又は解除日の指定がない場合は、解除の通知の日から2週間経過した日をもって終了するものとします。

第15条 (当社によるビジネス会員契約の解除)

1. 当社は、ビジネス会員に以下の各号の事由が生じた場合、ビジネス会員への事前の通知若しくは催告を要することなく、アカウントIDを停止し、又はビジネス会員契約を即時解除することができるものとします。
 - (1) 本件ID等を不適切に利用し、当社が是正を求めたにもかかわらず、是正しないとき。
 - (2) ビジネス会員契約に定める債務の履行を怠り、かつ当社の催告にも拘らず是正しないとき。
 - (3) 前2号のほか、本規程に違反し、改善の見込みがないとき。
 - (4) 当社からの応答の依頼があったにもかかわらず、相当期間経過後もビジネス会員から応答がないとき。
 - (5) ビジネス会員の本人確認がとれないとき。
 - (6) 当社からビジネス会員としての資格を確認するために必要な情報の提出の求めがあったにもかかわらず、提出がなされないとき。
 - (7) 当社に対する通知内容等に偽名・虚偽記入又は悪意による誤記や記入漏れがあったとき。
 - (8) 前号のほか、本約款第6条(ビジネス会員契約の成立)第2項各号のいずれかの事由があるとき。
 - (9) 本約款等その他当社が定める規定の禁止行為及び解除事由に該当したとき。
 - (10) 支払停止又は支払不能となったとき。
 - (11) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (12) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (13) 破産手続開始決定、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立をしたとき又は申立を受けたとき。
 - (14) 信用状態に重大な不安が生じたとき。
 - (15) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (16) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - (17) ビジネス会員契約を履行することが困難となる事由が生じたとき。
2. 当社は、ビジネス会員が次の各号に該当すると当社が判断した場合、何らの通知及び催告なしにビジネス会員契約を即時解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力であった場合

- (2) 自ら又は第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
 - ① 違法な又は相当性を欠く不当な要求
 - ② 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - ③ 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為
 - ④ 被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為
 - ⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、又は関係者である旨を伝えるなどした場合
3. ビジネス会員が本サービスを長期間利用していない場合、当社は、ビジネス会員に通知の上、いつでも将来に向かってビジネス会員契約を解除することができるものとします。
 4. ビジネス会員が複数のビジネス会員契約を締結している場合において、そのビジネス会員契約のいずれかが第1項又は第2項により解除されたときは、その解除と同時に他のすべてのビジネス会員契約も解除されるものとします。

第16条 (ビジネス会員契約の解除後の措置)

1. 前2条によるビジネス会員契約の解除と同時に、ビジネス会員契約の解除時点において存在する本サービスに係る利用契約も解除されるものとします。
2. 前2条によるビジネス会員契約の解除（ただし、前条第3項によるビジネス会員契約の解除を除きます。）及び前項による本サービスに係る利用契約の解除は、当社のビジネス会員に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第17条 (資料等の提供及び返還)

1. ビジネス会員は、当社からビジネス会員契約上の義務を遂行するために必要な資料等の提供の要請をうけた場合、当社に対し、これらが無償で提供することとします。
2. ビジネス会員が当社に提供する資料等につき、提供を拒み、若しくは又は提供を遅延し、又は若しくは内容等の誤りがあったことによって生じたビジネス会員契約における当社の履行遅滞並びに本約款における当社の本サービスの履行遅滞及び当社提供物（本約款に定義します。）の瑕疵等の結果については、当社はその責を免れるものとします。

第18条 (免責)

1. 当社は、ビジネス会員契約の履行によりビジネス会員及び第三者に損害が生じた場

合において、その責任を負わないものとします。

2. 当社は、以下の事由によりビジネス会員等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) ビジネス会員契約の申込みにおいて、当社が公開しているウェブサイトに関する不具合、瑕疵、バグ等による損害。
 - (2) ビジネス会員及び第三者の本件 ID 等の利用による損害。
 - (3) ビジネス会員がセキュリティリスクのあるソフトウェア等を使用したことに起因する、又はビジネス会員の費用と責任で準備した利用環境に起因する機器及びデータ等の漏洩、滅失若しくは消失等による損害。
 - (4) ビジネス会員が自己の費用と責任で準備した利用環境のコンピュータウイルス感染、不正アクセス及び情報漏洩による損害。
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力による損害。
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等をビジネス会員が遵守しないことに起因して発生した損害。
 - (7) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故。
 - (8) 本サービスを利用するためにビジネス会員が自己の費用と責任において準備した全ての機器及び電気通信サービス等の不具合等ビジネス会員の利用環境の障害による損害。
 - (9) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分による損害。
3. 当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、データ等の滅失又は消失等に基づく損害及びビジネス会員の逸失利益については、当社はその賠償責任を負わないものとします。
4. 当社は、ビジネス会員契約（本件 ID 等の付与又は変更を含みます。）に関して、ビジネス会員と認定利用者若しくはビジネス会員の従業員等又は他のビジネス会員等その他の第三者（以下、総称して「本件第三者等」といいます。以下同じ。）との間で生じたトラブル・紛争等について責任を負わないものとします。
5. 当社は、ビジネス会員契約に関し、本件第三者等に生じた損害について、その賠償責任を負わないものとします。
6. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは前 5 項の規定は適用しません。

第 19 条 （権利義務譲渡の禁止）

ビジネス会員は、ビジネス会員契約上の地位又はこれに基づく権利若しくは義務の

全部若しくは一部を第三者に対し譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

第20条 (通知方法)

1. 本規程に基づき当社がビジネス会員に対して行なう通知その他の連絡は、当社ホームページによる掲示、電子メール、書面等の方式のうち、適切かつ合理的な方式でこれを行ないます。
2. 前項の通知その他の連絡は、ビジネス会員の届けに従って行います。ビジネス会員の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡がビジネス会員に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時にビジネス会員に到達したものとみなします。
3. 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、当社がビジネス会員の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点で到達したものとみなし、ホームページへの掲載により行った場合は、ビジネス会員がホームページを閲覧することが可能となった時点で到達したものとみなします。

第21条 (本規程の変更)

当社は、本規程をいつでも変更できるものとし、ビジネス会員は変更後の本規程に従うものとします。ただし、ビジネス会員に重大な不利益を生じさせると判断したときは、本約款第2条(約款の変更)の手続きに従うこととします。

文書B

サービス利用規程

第1条 (目的)

本規程は、お客様が当社の本サービスを利用するに当たり、その利用規則を定めたものです。

第2条 (定義)

本規程で使用する次の用語はそれぞれ次の通りの意味を有します。ただし、本約款に定義されている用語は、特に断りのない限り、本規程においても同一の意義を有するものとします。

	用語	定義
1	認定利用者	お客様及び従業員等以外に本サービスを利用する者（ただし、お客様が当社に認定利用者の申請をし、当社が承諾した者に限ります。）をいいます。
2	禁止事項	本規程第6条（禁止事項）第1項各号に掲げる事項をいいます。
3	当社提供物	本サービスにおいて当社がお客様に提供する文書（本サービス用設備等に付随する操作説明書などの書類を含みます。）、資料、本サービス用設備等その他一切の有体物及び無体物をいいます。

第3条 (利用責任者の通知)

1. お客様は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、所定の方法により当社へ通知します。
2. 当社は、本サービスの利用に関するお客様との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

第4条 (お客様情報とその変更通知)

1. お客様は、本サービス利用契約の締結時に、会社名、住所、責任者氏名及びメールアドレス等の情報を、当社所定の方法により当社に対して届け出るものとします。
2. お客様は、前項の届出事項に変更があるときは、遅滞なく、当社に通知するものとします。

3. 当社は、お客様が前項に定める通知を怠ったことでお客様が損害を被った場合であっても、その責任を負わないものとします。
4. お客様は、常に当社からの電子メールが、お客様が届け出たメールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。
5. 当社は、お客様に対し、有益と思われるサービスや、当社ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。この場合、当社が送付したメールやファイルが使用するお客様のディスク容量はお客様の負担とします。

第5条 (認定利用者による利用)

1. お客様は、認定利用者を本サービスの利用対象とする場合は、事前に、当社所定の方法により届け出て、当社の承諾を得ることとします。
2. お客様は、当社が必要と認めた場合には、本サービスの利用形態・利用目的を明示した書面又は認定利用者の謄本等を当社に提出するものとします。
3. お客様は、第1項の定めにより当社が認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、認定利用者による本サービスを利用させることができます。
4. お客様は、認定利用者次に掲げる事項を遵守させるものとします。
 - (1) 本規程の内容を遵守すること。
 - (2) 当社とお客様との間の本サービス利用契約が理由の如何を問わず終了した場合、本サービスが中断若しくは提供停止した場合又は本サービスが廃止した場合は、認定利用者に対する本サービスの提供も同時に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - (3) 認定利用者は、第三者に対して本サービスを利用させないこと。
 - (4) 認定利用者の承諾を得ることなく、当社が本サービス提供に必要な範囲で認定利用者に係る情報(秘密情報を含むがこれに限定されません。)を再委託先に開示することができること。
 - (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に対して損害賠償請求等の請求を含め請求権をもたず、責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して責任追及も行わないこと。
5. 認定利用者による利用はお客様自身の利用とみなされ、お客様は係る利用につき一切の責任を負うものとし、お客様等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して当該損害の賠償を行うものとします。
6. 本サービスを利用することにより、お客様と認定利用者との間で生じたトラブル・紛争等については、お客様の責任と負担において解決するものとし、お客様は当社に迷惑をかけないものとします。
7. 第1項の規定にかかわらず、お客様が、本サービスをお客様のサービスとして第三者

に提供する場合には、その提供の内容に応じ、別途当社と取決めを行うものとします。ただし、当社の事前の書面による同意がある場合には、この限りではありません。

第6条 (禁止事項)

1. お客様は本サービスを利用して以下の各号の行為を行ってはならず、又、お客様等にも以下の行為を行わせないよう指揮監督するものとします。
 - (1) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為。
 - (2) 商用、非商用その他用途の如何を問わず、本サービス利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為。
 - (3) 当社若しくは第三者の財産（知的財産権を除きます。）、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害する虞のある行為。
 - (4) 当社若しくは第三者の特許権、著作権、商標権その他知的財産権を侵害する行為、又は侵害する虞のある行為。
 - (5) 当社若しくは他者を差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - (6) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつく虞の高い行為。
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信若しくは表示する行為、若しくはこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
 - (8) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ等の濫用に結びつく、若しくは結びつく虞の高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
 - (9) 販売又は頒布する目的で広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
 - (10) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為。
 - (11) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為。
 - (12) サービス料金の支払いを免れる目的で本サービスを不適切に利用する、又は違法にサービス料金の支払いを免れる行為。
 - (13) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
 - (14) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (15) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
 - (16) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会

通念上第三者が嫌悪感を抱く、若しくはその虞のあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。

- (17) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与える虞のある行為。
 - (18) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
 - (19) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為。
 - (20) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
 - (21) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶ虞の高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
 - (22) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為。
 - (23) 犯罪や違法行為に結びつく、又はその虞の高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。
 - (24) 第三者から大量通信等を受ける可能性が高いコンテンツを提供する全ての行為。
 - (25) 大量通信等を受けて回避措置を取らず、又は当社及び他のお客様の本サービスの提供・利用に支障若しくは影響が出る状況を放置する行為。
 - (26) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に迷惑若しくは不利益を及ぼす行為。
 - (27) 上記各号の外、本サービスの提供の目的を逸脱するものと当社が判断する行為。
2. お客様は、お客様等によって前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされる虞があると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
 3. 当社は、本サービスの利用に関して、お客様等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又はお客様等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。
 4. 当社は、前項の場合にかかわらず、裁判所、捜査機関又は監督官庁よりお客様等に関

する判決、命令、指導、摘発、注意若しくは照会を受けたときは、お客様への通知及び同意を経ることなく、当該機関にお客様等に関する情報を開示し、本サービスの全部若しくは一部の提供を一時停止し、又はお客様が提供、送受信若しくは登録した情報を削除することができるものとします。

5. 前項の規定は、他のお客様等若しくは第三者がお客様等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものとして、又はお客様等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であるとして、当社にお客様等に関するクレーム、注意、照会等の請求をし、当社が適当と認めた場合について、準用するものとします。ただし、当社は、お客様等と当該他のお客様等又は第三者を取り次ぎし、仲介し、又は仲裁する義務を負うものではなく、お客様等と当該他のお客様等又は第三者との間のトラブル、紛争等については、お客様等の責任と負担において解決するものとし、お客様等は当社に対して一切の迷惑をかけないものとします。
6. 前3項の規定は、当社がお客様等の行為又はお客様等が提供、送受信若しくは登録する（お客様の利用とみなされる場合も含まれます。）情報を監視する義務及び第1項各号の事由が解消、治癒された場合でも、一旦削除した情報を現状に復帰する義務を負うものではありません。

第7条 （本サービスの利用に関する責任）

1. お客様は、当社提供物を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. お客様は、本サービスを利用した一切のお客様等の行為及びその結果について、一切の責任を負い、当社に対していかなる迷惑及び損害も与えないものとします。
3. お客様は、本サービスを通じてお客様等が発信した情報について一切の責任を負うものとし、当社に対していかなる迷惑及び損害も与えないものとします。
4. 前2項に定める事由により、当社が損害を蒙った場合には、お客様はその損害を賠償するものとします。
5. お客様は、本サービスの利用に関して、本件第三者等に対して損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該損害を賠償するものとします。
6. 本サービスに関し、本件第三者等に損害が発生した場合において、当社が当該本件第三者等から裁判上若しくは裁判外を問わず損害賠償の請求を受け、和解金、解決金、損害賠償金その他名目の如何を問わず当該本件第三者等に対して金員を支払った場合には、紛争の解決に要した費用を含め全てお客様が負担し、お客様は当社の求償に応じるものとします。

第8条 （ログインID及びパスワードの取扱）

1. お客様は、お客様等及び当社従業員に対して本サービス利用契約等に基づき開示する

場合を除きログインID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。

2. お客様が保有するログインID及びパスワードを用いた本サービスの利用その他一切の行為は、全てお客様による利用とみなすものとし、ログインID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様自身及びその他の者が損害を被った場合でも、当社はその責任を負わないものとします。
3. 第三者がお客様のログインID及びパスワードを用いた場合、当該行為はお客様の行為とみなされるものとし、お客様は係る利用についてのサービス料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、お客様は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由によりログインID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第9条 （知的財産権の取扱）

1. お客様に提供される当社提供物の図面、仕様書、ノウハウ、アイデアその他の情報に基づいて発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作又は著作物の創作（以下「発明等」といいます。）及び発明等に関する知的財産権（特許権、著作権、ノウハウ等を含むがこれらに限定されないものとします。以下同じ。）は、すべて当社又は当社を経由してお客様等に対する当社提供物の利用を許諾した第三者（本条において、以下「原権利者」といいます。）が保有します。
2. お客様等は、当社提供物について、本サービスの利用の目的の範囲内に限り、これを利用することができます。
3. お客様は、本サービスの利用に当たり、以下の各号に定める行為（第三者をしてこれらを行わせ、又は第三者がこれらの行為を行っていることを知りつつ放置する場合を含みます。）をすることはできません。ただし、別途、当社の許諾を受けている場合にはこの限りではありません。
 - (1) 当社提供物を複写又は複製する行為。ただし、当社がお客様に対してダウンロード等により提供するソフトウェア等に関し、複製物が1つに限られ、かつ本サービスの利用に当たって必要な範囲で記憶媒体に複製する場合を除く。
 - (2) 当社提供物を翻案、改変、編集又は翻訳する行為。
 - (3) 当社提供物を出版、放送、公衆送信、再配布し、又は不特定多数の者による閲覧を可能にする行為。
 - (4) 当社提供物について、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、解析又は分析等を行う行為。
 - (5) 当社提供物について、第三者に対して貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をする行為。

- (6) 当社提供物について評論又は評価等を行い、これを一般に公開する行為。
 - (7) 当社提供物について、誹謗、中傷又は虚偽の事実等を伝える行為。
 - (8) 当社提供物と同一又は類似のものを作成する行為、及び本サービスと同一又は類似したサービスを提供する行為。
 - (9) 上記各号に定めるほか、如何なる方法によるかを問わず、当社提供物について法令上保護される当社の権利を侵害する行為。
4. 前項の規定に違反して当社提供物を亡失又は毀損した場合は、お客様の費用負担において当社又は原権利者が復旧、修理、修復するものとします。なお、本項の規定は、当社のお客様に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
 5. お客様は、本サービスを利用するに当たり、当社提供物の知的財産権の権利を取得するものでないことをあらかじめ承諾するものとします。

第10条 (データ等の管理・バックアップ等)

1. お客様は、お客様等が本サービスにおいて提供、送受信及び登録するデータ等については、善良なる管理者の注意をもって、お客様等自らの責任でデータ等を管理し、同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社は係るデータ等の保管、保存、管理、バックアップ等に関して、責任を負わないものとします。
2. お客様は、本サービスを使用して受信し、又は送信するデータ等については、バックアップ等の必要な措置をとるものとします。
3. 本サービス用設備等のデータ領域に登録又は蓄積されたデータ等が滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたことにより、お客様等又は第三者に対して直接又は間接の損害が生じた場合であっても、当社はその損害について賠償の責任を負わないものとします。

第11条 (データ等の消去)

1. 当社は、本サービス用設備等のデータ領域に登録又は蓄積されたデータ等が、当社所定の基準の容量を超えた場合、又は第6条(禁止事項)第1項各号に掲げる行為に関連するものであった場合、若しくは同条第4項若しくは第5項に該当する場合、お客様に対し通知すること及び同意を得ることなく、現に登録若しくは蓄積しているデータ等を削除し、又はデータ等の送受信若しくは登録を停止することができます。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の削除又は送受信若しくは登録の停止に関し、補償その他の責任を負いません。

第12条 (契約終了の場合のデータ等)

当社は、本約款第 15 条（契約期間）の期間満了により本サービス利用契約が終了した場合、又は本約款第 16 条（お客様による本サービス利用契約の解約）若しくは本約款第 17 条（当社による本サービス利用契約の解除）により本サービス利用契約が解除された場合、本サービス用設備等のデータ領域に登録又は蓄積されたデータ等を削除します。なお、これによるお客様の直接並びに間接の損失及び損害等に対して、当社は責任を負わないものとします。

第13条 （本規程の変更）

当社は、本規程を変更することがあります。本規程を変更する場合は、本約款の変更に関する手続きに準ずるものとします。

文書C

サービスレベル規程

第1章 定義等

第1条 (サービス仕様の定義)

1. 当社は、お客様の申込に従い、それぞれのサービスのサービス仕様書に従って、本サービスを提供します。
2. 当社は、個別のお客様に対して、サービス範囲記述書を定めることがあります。この場合は、サービス仕様書及びサービス範囲記述書のとおり、本サービスを提供します。

第2条 (定義)

本規程で使用する次の用語はそれぞれ次の通りの意味を有し、特に断りのない限り、本約款と同一の意義を有するものとします。

	用語	用語の意味
1	サービス仕様書	お客様一般に対して、本サービスの規格及び技術上、運用上の提供条件を定めたものをいいます。
2	サービス範囲記述書	個別のお客様に対し、サービス仕様書に基づいて、本サービスに関する詳細仕様、成果物、提供体制、料金の明細及びその変更手順等を定めたものをいいます。
3	メンテナンス	本サービスの提供を維持、追加、保守するために必要なすべての作業をいいます。

第2章 本サービスの提供条件

第3条 (サービス仕様書の交付)

当社は、いつでも、お客様の求めにより、本サービスに該当するサービス仕様書（サービス範囲記述書を定めた場合はこれも含みます、以下同じ。）を交付します。

第4条 (サービス仕様書の変更)

1. サービス仕様書は、予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供は、変更後のサービス仕様書によります。
2. 前項にかかわらず、当社は、本サービスの要素についてそのレベルを引き下げると

き等、本サービスの変更がお客様に対して不利益（ただし軽微なものを除きます。）を生じさせると判断したときには、本約款第2条（約款の変更）の手続に従うこととします。ただし、上記不利益の発生の判断に際しては、当社は、サービス料金等の変更や代替措置の追加など総合的な事情を加味して、これを行うことができます。

第5条 （サービス仕様書の効力）

1. サービス仕様書は、本約款及び本規程に従います。サービス仕様書の規定が本約款又は本規程と異なる場合又は相反する場合には、本約款及び本規程がサービス仕様書に優先するものとします。
2. サービス仕様書は、本サービスの品質を保証するものではありません。ただし、サービス仕様書に品質性能目標又は品質保証を定めた場合はこの限りではありません。

第6条 （メンテナンスの実施）

当社は、当社のインターネット・ネットワーク及びネットワーク・システムに対して、メンテナンスを行うことがあります。メンテナンスを行う場合には、当社が適切と考える方法により、事前にお客様にこれを通知します。ただし、緊急の場合に行うメンテナンスについては、この限りではありません。

第7条 （本規程の変更）

当社は本規程を変更することがあります。本規程を変更する場合は、本約款の変更に関する手続きに準ずるものとします。

文書D

エンドユーザー契約条件に関する規程

第1条（本規程の位置づけ）

本規程は、本約款の一部を構成し、本規程に定めない事項については全て本約款の適用があるものとします。

第2条（適用）

お客様は、本サービスの利用に当たり、本約款の定めに従うほか、本規程並びにIDCF、当社及びお客様がライセンスを受けて使用するソフトウェア（以下「ライセンスソフトウェア」といいます。）を供給する者（以下「提供者」といいます。）が定める規程（以下「ライセンス規程」といいます。）の定めに従うものとします。

第3条（マイクロソフト社のライセンス規程）

お客様は、マイクロソフト社のライセンスソフトウェアについて、次の各号以下で定める条件を遵守するものとします。

- (1) お客様は、ライセンスソフトウェアについて、著作権、商標又はその他の知的財産権に関する表示を削除、変更又は不明瞭化することはできません。
- (2) お客様は、ライセンスソフトウェア及びフィックス（ライセンスソフトウェアを修正、改善又は改良するために提供するワークアラウンド、更新プログラム等をいいます）についてリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行うことはできません。
- (3) お客様は、本サービスの利用により生じた直接損害、間接損害又は結果的損害について、当社、ライセンスソフトウェア及びその他本サービスが利用するハードウェア、ネットワークその他必要なリソース（有体物であると無体物であると問わない）の提供者及びマイクロソフト社に対して、別段の定めがある場合を除き、何らの保証も求めず、かつ責任追及等を行わないものとします。
- (4) お客様は、ライセンスソフトウェアに関するサポートを、当社又は当社の指定する者が行うことを予め承諾し、ライセンスソフトウェアのマイクロソフト社（マイクロソフト社が指定する者を含みます、以下同様とします）と別途合意した場合を除き、マイクロソフト社に対してサポートを求めないものとします。

- (5) お客様は、当社が、ライセンスソフトウェア及びその他本サービスが利用するハードウェア、ネットワークその他必要なリソース（有体物であると無体物であると問わない）の提供者及びマイクロソフト社に対して、お客様の情報を必要に応じて開示することを予め承諾するものとします。
- (6) お客様は、当社が、ライセンスソフトウェアについて、マイクロソフト社に対してお客様の情報（名称及び所在地を含むが、これに限られません。）を開示することを、何らの留保なく承認します。
- (7) お客様は、ライセンスソフトウェアを利用するに当たり、本号で定める事項を遵守します。
- ① お客様が本サービスの利用において、ライセンスソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害したとの請求、クレーム又は訴訟等の法的手続きが提起された場合には、お客様は、係る提起がなされた旨を書面により直ちに当社に通知するものとし、また、防御及び和解に関する一切の決定権を当社及びマイクロソフト社に与えるものとします。さらに、お客様は、当該提起に対する防御において、合理的範囲において当社又はマイクロソフト社を支援するものとします。
- ② お客様は、ライセンスソフトウェアに含まれる著作権表示、商標表示、又は特許表示のいずれも削除してはなりません。お客様は、いかなる形態であっても、本約款に基づいてマイクロソフト社のロゴを使用する権利を付与されるものではありません。マイクロソフト社又はマイクロソフト社の関連会社の商標及びマイクロソフト社又はマイクロソフト社の関連会社が現在所有する商標のリストについては、<https://microsoft.com/trademarks> を参照してください。お客様は、マイクロソフト社（又はマイクロソフト社のサプライヤー）の商標又は商号に対する権利又は利益を妨害又は損なうような行為を一切行ってはなりません。マイクロソフト社から要求がある場合、お客様は、ライセンスソフトウェアの名称が使用されているお客様の書面その他の視覚的資料のすべてのサンプルをマイクロソフト社に提供しなければなりません。
- ③ お客様は、偽造品、違法コピー、又は不正ソフトウェアの製造、頒布、又は譲渡に関与してはなりません。お客様は、これらの活動に関与している当事者に対して、係る事実を認識した上で、ライセンスソフトウェアを頒布又は譲渡することはできません。お客様は、マイクロソフト社又はいずれかのライセンサーに帰属するコンピュータプログラム、マニュアル、マーケティング資料などについて、偽造、違法コピー、その他の知的財産侵害の疑いを把握した場合は、マイクロソフト社に速やかに

報告しなければなりません。マイクロソフト社がこのような不正行為の疑いのあるものについて調査する場合、お客様はマイクロソフト社に協力するものとします。

- ④ お客様は、(i) お客様によるライセンスソフトウェアの不適切なインストール、(ii) お客様によって持ち込まれたソフトウェア、ウイルス、(iii) お客様によるライセンス規程の違反、(iv) お客様（もしくはお客様にサービスを提供している第三者）による、ライセンスソフトウェアの全部又は一部の不正なインストール、使用、アクセス、コピー、複製若しくは頒布に起因して生じた第三者からの請求に対し、マイクロソフト社を防御し、その損害を賠償し、一切の損害を及ぼさないようにしなければなりません。また、お客様が、侵害があるとされるライセンスソフトウェアの頒布を直ちに中止しなかった場合には、お客様は当該頒布に関連して生じた一切の損害、費用、及び経費（合理的な弁護士報酬を含む）について、マイクロソフト社に対して責任を負うものとします。
- (8) お客様は、本規程ライセンス規程及びその他当社の指定する規程の写しを常に保管し、参照可能な状態におくものとします。
- (9) お客様は、クラウドサービスの利用に関して、当社からレンタル又はリースされたコンピュータ装置に係るライセンスソフトウェアの使用が、ライセンス規程によって規定されることを確認するものとします。
- (10) ライセンスソフトウェアは、フォールトトレランス機能（不具合に対して自動的に対応出来る機能又は性能）はなく、ライセンスソフトウェアにエラーがないことや動作が中断されないことは保証されていません。当社は、お客様に、ライセンスソフトウェアに不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、又は重大な物理的損害若しくは環境の破壊につながるようなアプリケーション又は環境において使用する（以下、「高リスク使用」といいます。）権利を付与しません。お客様は、高リスク使用に関連するお客様のライセンスソフトウェアの使用により生じる第三者からのクレームについて、マイクロソフト社に補償し、損害を及ぼさないものとします。
- (11) お客様は、マイクロソフト社が本約款で定める義務をお客様に強制し、その遵守状況を確認する権限を持つ第三者受益者にマイクロソフト社がなることを同意します。
- (13) その他マイクロソフト社の製品使用権説明書（SPUR）
<https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/licensing-programs/spla-program.aspx> の定めに従うものとします。

第4条（レッドハット社のライセンス規程）

お客様は、レッドハット社のライセンスソフトウェアについて、次の各号に記載の契約の内容を遵守します。

- (1) ソフトウェアサブスクリプション契約（クラウドでのエンドユーザー用）

（https://www.redhat.com/licenses/cloud_cssa/Cloud_Software_Subscription_Agreement_Japan.pdf）

- (2) Red Hat エンドユーザーライセンス契約 (<https://www.redhat.com/ja/about/eulas>)

第5条（Veeam 社のライセンス規程）

お客様は、当社のバックアップサービスの利用に際して、Veeam 社のライセンスソフトウェアについて、Veeam 社のエンドユーザーライセンス契約（EULA）（<https://www.veeam.com/legal/eula.html>）の内容を遵守します。

第6条（本規程の変更）

本規程及びライセンス規程は予告なく変更することがあります。この場合、お客様は、変更後のこれらの規程に従うものとします。特に提供者によるライセンスソフトウェアの使用条件及び料金並びに為替変動によるライセンスソフトウェアの料金その他の変更があった場合、それらの変更内容及びそれらに伴うサービス料金等の変更は、本約款第2条及び同第20条並びに文書C サービスレベル規程第4条の規定にかかわらず、即時適用されるものとします。

文書E

レジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への申請手続等 に関する規程

第1条 （本規程の位置づけ）

本規程は、本約款の一部を構成し、本規程に定めない事項については全て本約款の適用があるものとします。

第2条 （IP アドレス又はデジタル証明書に係る申請手続等）

1. 当社は、お客様から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのお客様に代わってレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者に、本サービスにおいて使用する IP アドレスの割当て若しくは返却又はデジタル証明書の発行、返却等の申請手続等を行います。
2. 前項の場合において、お客様は、レジストリ、レジストラ及びデジタル証明書発行者に対して当社が代位弁済することを承諾するものとします。

第3条 （IP アドレス又はデジタル証明書に係る申請手続等の際の情報提供等）

1. お客様は、それぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者が定める登録規則及び情報取扱の規定等を承諾した上で、当社に申請手続等の請求を行うこととします。
2. お客様は当社へ提供する情報のうち、それぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への申請手続等に必要な情報（個人情報を含む場合があります。）について、当社よりそれぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者へ提供することに同意したものとします。

第4条 （提供情報の更新手続等）

1. お客様は当社がそれぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者へ提供したお客様の情報に変更が生じた場合、それぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への情報の修正、削除等の手続（以下「更新手続」といいます。）の請求を当社に対して行うものとします。
2. 前項により、お客様より更新手続の請求があった場合、当社は、速やかにそれぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者へ更新手続を行い、手続

き完了後、その旨をお客様に通知します。

第5条 （免責）

当社は、レジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者の規定・判断により、お客様に IP アドレス又はデジタル証明書同証明書の取得ができない場合であっても、それによりお客様が受けた損害について責任を負いません。

文書F

コミュニティテンプレート利用規程

第1条 （本規程の位置づけ）

本規程は、本約款の一部を構成し、本規程に定めない事項については全て本約款の適用があるものとします。

第2条 （定義）

本規程で使用する下記の用語はそれぞれ下記の通りの意味を有し、特に断りのない限り、本約款と同一の意義を有するものとします。

	用語	用語の意味
1	コミュニティテンプレート機能	当社の「IDCF クラウド」サービス上で使用可能な仮想マシンテンプレートを登録・公開、又は公開されたテンプレートを用いて仮想マシンを作成する機能をいいます。
2	コミュニティテンプレート	コミュニティテンプレート機能を用いて、当社の「IDCF クラウド」サービスのお客様が使用できるよう公開された仮想マシンテンプレートをいいます。
3	テンプレート利用規約	発行者がコミュニティテンプレートの利用条件を定めた利用規約をいいます。
4	発行者	当社からコミュニティテンプレート機能を利用したコミュニティテンプレートの登録許諾を得たコミュニティテンプレートの作成者をいいます。
5	サプライヤーサービス	コミュニティテンプレートの構成要素である個々のコンテンツ、アプリケーション、ミドルウェア、機能、その他のサービスをいいます。
6	サプライヤーサービス利用規約	サプライヤーがサプライヤーサービスの利用条件を定めた利用規約をいいます。
7	サプライヤー	サプライヤーサービスを提供する者をいいます。
8	アカウント ID	「ビジネス会員規程」第3条第2号に定義する ID をいいます。

第3条 （利用契約の締結）

お客様は、コミュニティテンプレートを利用する場合は、テンプレート利用規約に基づいて発行者との間でコミュニティテンプレートに係る利用契約を、サプライヤ

ーサービス利用規約に基づいてサプライヤーとの間でサプライヤーサービスに係る利用契約を締結するものとします。

第4条 （利用条件）

本規程に定めるほか、コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスの利用条件は、テンプレート利用規約及びサプライヤーサービス利用規約の定めるところによるものとします。

第5条 （無保証）

1. コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスは、発行者がお客様に対して現状有姿のまま提供されるものです。
2. 当社は、コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスについて、商品性、特定目的に対する適合性、権原、非侵害性及びウイルスやバグなどの不具合が含まれていないことについて明示的・黙示的に保証もしません。
3. コミュニティテンプレートで提供されるサプライヤーサービスは、「IDCF クラウド」サービス利用環境下での動作を保証するものではありません。「IDCF クラウド」サービス利用環境下においてサプライヤーサービスが動作するかの動作確認は、お客様の責任と負担において行うものとします。

第6条 （サポート）

コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスのサポートは、テンプレート利用規約及びサプライヤーサービス利用規約の定めるところによるものとし、当社ではそれらの一次受付等一切のサポートを提供しません。

第7条 （サービス料金等）

1. お客様は、コミュニティテンプレート利用の対価としてサービス料金等（あれば）を、発行者に支払うものとします。
2. お客様は、サプライヤーサービス利用の対価としてサービス料金等をサプライヤーに支払うものとします。

第8条 （知的財産権）

1. コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスに係る著作権その他の知的財産権は、発行者及びサプライヤーに帰属し、お客様に移転するものではありません。
2. お客様は、コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスに係る著作権その他の知的財産権の使用許諾条件については、テンプレート利用規約及びサプライヤーサービス利用規約の定めるところによるものとします。

第9条 (禁止行為)

1. 本約款の他の規程に定める禁止行為のほか、お客様は、コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスを利用して以下の各号の行為を行ってはならず、また、お客様等にもそれらの行為を行わせないよう指揮監督するものとします。
 - (1) コミュニティテンプレートの再配布、再販売。
 - (2) コミュニティテンプレート及び当社の有償テンプレートと同一ものを作成し、営業を妨害すること。
 - (3) コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスの著作権表示の変更、削除及び隠ぺい等。
 - (4) SEO スпам、DDoS 攻撃その他大量通信等の送信行為、又はその虞のある行為。
 - (5) 違法な、又は当社若しくは他者の権利を侵害しているコミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスであることを知って（知り得た場合も含む）利用すること。
2. 本規程に違反する行為を発見した場合、当社は、お客様に対して、本約款の他の規程に定める措置のほか、コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスの利用の差し止めを請求することができるものとし、当該お客様は速やかに係る請求に従うものとします。また、この場合において、当社は、当該お客様が利用しているコミュニティテンプレートを催告の上、削除することができるものとする。
3. 前項の定めは、当該違反により当社が被った損害について、当社のお客様に対する賠償請求を妨げるものではありません。
4. 第2項により措置を取った場合に、お客様等に損害が生じたとしても当社は責任を負いません。

第10条 (当社による利用の差し止め請求権)

1. 当社は、前条第2項によるほか、次の各号のいずれかに該当した場合も、コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスの利用の差し止めを請求することができるものとし、当該お客様は速やかに係る請求に従うものとします。また、この場合において、当社は、催告の上、当該お客様が利用しているコミュニティテンプレートの削除、アカウントIDの停止、又はビジネス会員契約の解除をすることができるものとします。
 - (1) 違法な、又は当社若しくは他者の権利を侵害している、又はその虞のあるコミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスを利用している場合
 - (2) 大量にコミュニティテンプレート又はサプライヤーサービスを利用しているにもかかわらず、実体的な利用がない場合

- (3) 当社からの応答の依頼があったにもかかわらず、相当期間経過後もお客様から応答がない場合
2. お客様は、前項の場合においてお客様等に損害が発生しても当社に損害賠償等請求を行わないものとします。

第11条（情報提供）

当社は、お客様等のコミュニティテンプレート及びサプライヤーサービス利用のため、及びパートナー及びサプライヤーの顧客管理のために、お客様等に関する情報を発行者又はサプライヤーに提供するものとし、お客様等はそれに同意するものとします。

第12条（責任）

1. 当社は、お客様がコミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスを利用したことにより生じた損害・損失、第三者との間で生じた紛争、コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスに使用されているソフトウェアの表示の違い、エラー、不具合等、バージョンアップ及びバージョンダウン等により発生したエラー等については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、何らの責任を負いません。
2. 当社は、コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスの利用に関連してお客様等又は第三者に生じた直接損害又は結果的損害、付随的損害若しくは逸失利益等の間接損害について、賠償責任を負いません。
3. お客様は、コミュニティテンプレート及びサプライヤーサービスに関連して発行者、サプライヤー及び本件第三者等との間で生じたトラブル・紛争については、お客様の負担と責任においてこれを解決するものとし、当社に何らの請求もしないものとします。

第13条（本規程の変更）

当社は、本規程をいつでも変更できるものとし、お客様は変更後の本規程に従うものとします。ただし、お客様に重大な不利益を生じさせると判断したときは、本約款第2条（約款の変更）の手続きに従うこととします。

文書G

個人情報の保護に関する規程

第1条 (本規程の位置づけ)

本規程は、本約款の一部を構成し、本規程に定めない事項については全て本約款の適用があるものとします。

第2条 (目的外利用の禁止)

当社は、お客様より開示を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第2条で定義するものをいう。）については、本サービスの実施の目的にのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しません。

第3条 (秘密保持)

当社は、法令で許容される場合を除き、個人情報の主体たる本人を含む第三者に個人情報を開示、提供又は漏洩しません。

第4条 (管理)

当社は、個人情報の機密保持に留意し、盗難、紛失、滅失、毀損又は漏洩等のないように厳重にこれを管理します。

第5条 (持ち出し禁止)

当社は、個人情報が記録されている媒体を業務遂行場所以外へ移動又は持ち出しません。ただし、お客様の指示による場合、又はお客様の承諾ある場合を除きます。

第6条 (管理責任者)

当社は、個人情報の管理責任者を置き、個人情報の管理にあたらせるものとします。

第7条 (管理責任者等の管理)

当社は、個人情報の管理責任者と個人情報を取扱う担当者を限定し、入退社や人事異動時の管理等については、適切にこれを行うものとします。

第8条 (アクセス制限)

当社は、個人情報のセキュリティ確保のために設備及びシステムを整備し、個人情報へアクセスできる権限を持つ者及び前条の担当者のみが個人情報にアクセスでき

るように管理するものとします。

第9条 （複製等の禁止）

当社は、開示者の事前の書面による承諾なしに、開示者より開示された個人情報を複製、変更又は抹消しません。

第10条 （本人からの請求）

当社は、個人情報の主体たる本人より、当該個人情報について、開示、修正、利用の停止、消去の請求を受けた場合又は当該個人情報の取り扱いに関する苦情の申立を受けた場合には、速やかにこれをお客様へ通知し、その指示に従うものとします。

第11条 （報告）

当社は、お客様の要求があった場合には、必要に応じてお客様に対して個人情報の管理状況を報告します。

第12条 （返却等）

当社は、本サービスの終了時又はお客様から要求があった場合、受領していた個人情報及びその複写物（情報を記録した媒体を含みます。）を全てお客様へ返却するものとします。ただし、当該個人情報及びその複写物が、返却困難なものであるときは、当社は、開示者の指示に従ってこれを安全に破棄、消去することができるものとします。

第13条 （漏洩等の処理）

当社は、個人情報の取扱、使用、保管、保護、管理等につき、破損、紛失、漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに当該事実をお客様に通知し、その指示を受けます。

文書H

データ処理に関する規程

第1条 （適用）

データ処理に関する規程（以下「本規程」といいます。）は、管理者（第3条で定義されます。）であるお客様の指示に基づいて、処理者（第3条で定義されます。）である当社が行う、GDPR（第3条で定義されます。）が適用される個人データ（第3条で定義されます。）の処理に適用されます。お客様のGDPR（第3条で定義されます。）の遵守に関して負う当社の義務及び責任は、本規程に定めるものに限られるものとします。

第2条 （本規程の位置づけ）

1. 本規程は、本約款の一部を構成し、本規程に定めない事項については全て本約款の適用があるものとします。
2. 本規程に定める事項については、GDPR（第3条で定義されます。）の適用範囲に関して、本規程が本約款その他の規程に優先して適用されるものとします。

第3条 （定義）

本規程においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。本規程において定義されていないものについては、本約款、付属の規程及びGDPR（本条で定義されます。）第4条における定義が適用されます。

- (1) 「GDPR」とは、EU一般データ保護規則 2016/679 をいいます。GDPR 並びに自然人に関するプライバシー又はデータの使用若しくは処理に関する EU 法及び欧州連合加盟国の国内法を「GDPR 等」と総称します。
- (2) 「欧州監督当局」とは、GDPR 第 51 条に基づいて欧州連合加盟国により設立された独立した監督当局をいいます。
- (3) 「個人データ」とは、識別された又は識別されうる自然人（以下「データ主体」といいます。）に関するあらゆる情報をいいます。
- (4) 「処理」とは、自動的な手段であるか否かに関わらず、個人データ又は個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいいます。
- (5) 「管理者」とは、単独で又は他と共同して、個人データの処理の目的及び手段を決定する自然人、法人、公的機関、行政機関又はその他の団体をいいます。
- (6) 「処理者」とは、管理者のために個人データの処理を行う自然人、法人、公的機関、行政機関又はその他の団体をいいます。

第4条 （当事者の義務）

1. 当社は、本規程に関連して個人データを処理する際は、GDPR等に定められる規定及び義務を遵守するものとし、係る規定及び義務は、[別添]記載の個人データの種類、データ主体のカテゴリー、処理の性質及び目的に及ぶものとし、当社は、[別添]記載の処理の目的のためにのみ処理を実施するものとし、
2. 当社が個人データを処理する場合、当社は、GDPR第28条3項に従い、以下の各号に定める義務を遵守するものとする。
 - (1) 当社は、EU法又は欧州連合加盟国の国内法により処理が義務付けられている場合を除き、お客様の書面による指示（本規程又は本約款に定められるものを含みます。）にのみ従い、個人データの処理を行うものとし、当社は、当該指示がGDPR等に違反するものとする場合には、直ちにお客様に通知するものとし、また、当社がEU法又は欧州連合加盟国の国内法により処理が義務付けられている場合には、重要な公共の利益に基づいて当該EU法又は欧州連合加盟国の国内法により通知が禁止される場合（例：捜査遂行上、EU法又は欧州連合加盟国の国内法により通知が禁止されている場合）でない限り、当社は、処理を行う前に、当該法律要件についてお客様に通知するものとし、
 - (2) 当社は、個人データの処理権限が与えられたすべての役員又は従業員に対し、秘密保持義務を負わせるものとし、ただし、これらの者が、欧州連合加盟国の国内法上の秘密保持義務を負っている場合はこの限りではないものとし、
 - (3) 当社は、GDPR第32条に規定される個人データの保護のための適切な技術的及び組織的対策を講じるものとし、当該対策の具体的内容は、当社が定める情報セキュリティポリシー（<https://www.idcf.jp/security/policy.html>）において定めるものとし、ただし、これらの対策について、各サービス仕様書に追加記載がある場合には、当該追加記載が適用されるものとし、
 - (4) 当社が他の処理者（以下「復処理者」といいます。）に個人データの処理を委託する場合には、本条第6項の定めに従うものとし、
 - (5) 当社は、処理の性質を考慮したうえ、お客様が、GDPR第3章に規定されるデータ主体の権利行使に応じる義務を履行するために合理的に要求される適切な技術的及び組織的対策を講じることによって、お客様を支援するものとし、当社が、データ主体の権利行使に関する要求を受領した場合、お客様に直ちに通知するものとし、
 - (6) 当社は、処理の性質及び当社が取得可能な情報を考慮したうえ、お客様が、GDPR第32条（個人データ処理における保護）、第33条（個人データ侵害の

欧州監督当局への通知)、第 34 条 (データ主体への個人データ侵害の通知)、第 35 条 (データ保護影響評価の実施)、及び第 36 条 (データ保護影響評価の結果、高リスクであると判断される場合の欧州監督当局との事前協議) の各条文中に規定される義務を履行するため、お客様を支援するものとします。

- (7) 当社は、本サービス提供の終了後、すべての個人データを、お客様の選択に応じて削除又は返却し、法令が個人データの保存を義務付けている場合 (例: 税法上、一定期間の保存が義務づけられている場合) を除き、既存のコピーを削除するものとします。お客様が、本サービス提供の終了後 30 日以内に削除又は返却の選択を当社に書面で通知しない場合には、当社は、すべての個人データを削除するものとします。お客様は、本サービス提供の終了までの間に、お客様自身の責任で、データのバックアップ及び移管を行うものとします。ただし、本サービス提供の終了により自動削除される仕様のサービスについては、本規程において、お客様は削除を選択したものとします。この場合において、お客様は、必要に応じて、本サービス提供の終了前にダウンロードによるデータ返却を各自行うものとします。
 - (8) 当社は、GDPR 第 28 条の義務の遵守を証明するために合理的に必要とされるすべての情報 (当社において、セキュリティ上の観点その他の理由により機密として保持する必要性がある情報を除きます。) を、お客様から書面により、別途指定する時期までに依頼があった場合には、お客様が入手可能な状態におくものとします。なお、お客様又は監査人による監査は、お客様から書面により、別途指定する時期までに依頼があった場合かつ、当社が GDPR 第 28 条の処理者の義務の遵守を証明できなかつたと合理的に認められる場合に限り、当社の営業時間内において、当社の内部手続に従って行うことができます。
3. 当社は、GDPR 第 33 条 2 項に従い、個人データの侵害を発見したときは、遅滞なく、お客様に必要な事項を通知するものとします。当社は、GDPR 第 30 条 2 項に従い、処理行為に関する記録を保存するものとします。
 4. 当社は、GDPR 第 30 条 2 項に従い、処理行為に関する記録を保存するものとする。
 5. お客様以外の管理者 (お客様の親会社、子会社、関連会社等を含みます。) が本サービスを利用する場合には、お客様は、本規程上の権利義務につき、お客様以外の管理者の代理人となるものとし、お客様以外の管理者が当社に対して直接請求できる権利を有する場合には、お客様が当該権利を行使するものとし、お客様以外の管理者から取得が必要なすべての承諾をお客様が取得するものとします。当社が、お客様に対して情報を通知又は提供した場合には、当社は、お客様以外の管理者に対しても当該情報を通知又は提供する義務を履行したものとします。
 6. お客様は、当社が適切であると判断する復処理者を利用して特定の処理業務を実施させることにつき、あらかじめ包括的に承諾します。この場合において、当社は、

復処理者を追加又は変更する場合には、あらかじめ、お客様に対し通知するものとします。お客様は、当該通知から 30 日以内に、書面にて異議を申し立てることができます。当該期間内にお客様が異議を申し立てなかった場合には、当社は当該復処理者を利用して、特定の処理業務を実施させることができます。お客様の正当な異議の申立てに対し、当社による合理的な対応がなされない場合、お客様は異議の申立てから 30 日以内に書面で当社に通知することにより、違約金等の追加の金員を支払うことなく、本サービス利用契約を解約することができます。当該復処理者は、当社がお客様に負うものと同様のデータ保護義務を負うものとします。当該復処理者が当該データ保護義務を遵守しないときは、当社がお客様に対して当該データ保護責任を負うものとします。

第5条 （本規程の変更）

本規程は予告なく変更することがあります。この場合、お客様は、変更後の規程に従うものとします。

[別添]

個人データの種類：

氏名

個人の住所

仕事上の住所

個人の電話番号

仕事上の電話番号

電子メールアドレス

ソフトウェア／システムユーザーアカウント

ネットワークに関する情報（IPアドレス、ネットワーク名）

電子メール、通信及びファイル

仕事上の情報及び文書（例えば、作業ファイル）

財務に関する情報及び文書（例えば、勘定、給与、財務諸表）

個人に関する情報及び文書（例えば、写真、個人用文書）

その他

データ主体のカテゴリー：

データ輸出者の従業員

データ輸出者の取引先の従業員

データ輸出者の顧客の従業員

データ輸出者の最終消費者／ユーザー

データ輸出者の顧客／取引先の最終消費者／ユーザー

その他

処理の性質及び目的：

本サービスの提供及び改善

処理の期間：

本サービス利用契約の有効期間中